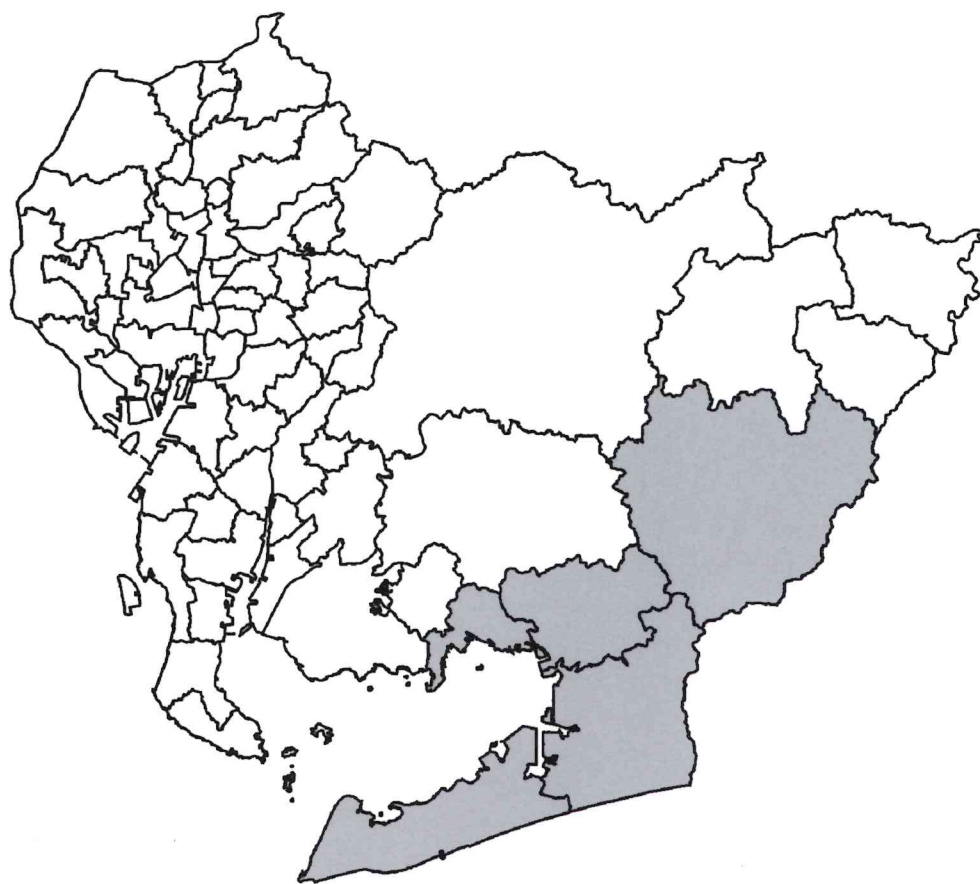


## シンポジウム「東三河地域の成年後見制度への取組」



進行(コーディネーター) 弁護士 齋藤尚氏

シンポジスト

豊川市成年後見支援センター 副所長 岡西健氏

豊橋市成年後見支援センター 係長 平松博文氏

新城市権利擁護支援センター センター長 秋野美紀子氏

蒲郡市成年後見センター 副センター長 加藤達洋氏

田原市成年後見センター 主任 伊藤麻実氏

東三河後見センター 代表理事 工藤明人氏

日時 令和7年5月17日 15時00分～16時30分

(受付14時45分)

場所 豊川商工会議所2階ABホール 豊川市豊川町辺通4-4

## 【シンポジウムの流れ】

- ① 開会のあいさつ
- ② 「我が国の後見制度の現状並びに今後5年～10年」
- ③ シンポジスト自己紹介

各センターの紹介、各市の現況報告

### 論点Ⅰ

- ④ 市民後見活動を支援するため、どのような取り組みをしているか？

### 論点Ⅱ

- ⑤ 各地域にはどのような課題がありますか？

その課題にどう対応していきますか？

東三河地域全体には、どのような課題がありますか？

どのように連携していきたいですか？

- ⑥ 質疑応答

- ⑦ コーディネーターまとめ

閉会あいさつ

## 豊川市成年後見支援センター

- ・豊川市の 2015 年から 2035 年の人口予測

| 2015 年  | 2020 年  | 2025 年  | 2030 年  | 2035 年  |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 181,016 | 183,908 | 185,441 | 184,074 | 180,681 |

- ・受任件数（令和 6 年度の受任件数とこれまでの累計受任件数）

|                       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度新規受任件数         | 1 0 | 1   | 0   | 1 1 |
| 令和 7 年 3 月 31 日現在受任件数 | 1 2 | 1 2 | 0   | 2 4 |
| 累計受任件数                | 4 3 | 1 5 | 2   | 6 0 |

- ・終了件数（令和 6 年度の終了件数とこれまでの累計終了件数）

|             | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度終了件数 | 5   | 0   | 0   | 5   |
| 累計終了件数      | 3 1 | 3   | 2   | 3 6 |

- ・類型別受任件数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

|       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 認知症   | 6   | 3   | 0   | 9   |
| 知的障がい | 6   | 3   | 0   | 9   |
| 精神障がい | 0   | 6   | 0   | 6   |
| 合 計   | 1 2 | 1 2 | 0   | 2 4 |

シンポジウム「東三河地域の成年後見制度への取組」

## 豊川市成年後見支援センターについて

令和7年5月17日(土) 豊川商工会議所 ABホール

豊川市社会福祉協議会 障害福祉課  
豊川市成年後見支援センター 岡西健

## 自己紹介

氏名 岡西健

所属 豊川市社会福祉協議会(8年目)  
豊川市成年後見支援センター(7年目)

業務 成年後見制度、日常生活自立支援事業、権利擁護に関する相談や支援、センターの運営

経歴 特別養護老人ホーム:介護職員・生活相談員  
訪問入浴:介護職員

趣味 野球、旅行



## 豊川市について

人口 185,441人（令和7年4月1日現在）

高齢化率 26,5%（令和6年3月現在）

療育手帳所持者 1,712人

精神障害者保健福祉手帳 2,300人

特徴 日本三大稲荷の「豊川稲荷」・いなり寿司・いなりん  
日本一の生産量を誇るバラ、大葉、トマト、  
スプレーマムなどの農作物も有名  
豊川インター、音羽蒲郡インター、名豊道路、  
名鉄・JRなど、交通の便が良いまち

## 豊川市成年後見支援センターについて①

設立 平成23年10月1日に立ち上げ

職員体制 常勤職員4名＋生活支援員3名

### <内容>

成年後見支援センター（市から受託）、法人後見の受任、  
日常生活自立支援事業、相談対応、親族申立て支援、  
制度の普及・啓発、専門相談会、運営委員会、支援検討  
会議・受任調整会議、研修会、セミナー、出前講座

## 豊川市成年後見支援センターについて②

### H23 豊川市成年後見支援センター設立

#### R1 受任調整会議を設置

(利用者がメリットを実感できるよう適切な後見人等候補者の選考)

#### R3 常勤職員が3名→4名

#### R6 受任調整会議の機能拡充で支援検討会議を設置

(家庭裁判所オブザーバー参加、権利擁護支援の必要性の検討)

市と社協の共同で**中核機関**を設置

○令和7年4月末現在

法人後見**28**名、受任予定**4**名

日常生活自立支援事業**91**名、契約予定**4**名

## 豊川市成年後見支援センターの取組

○常勤職員が法人後見と日常生活自立支援事業を兼務して担当  
制で個別対応・・・1人約30名を担当

○基本1カ月に1回訪問(ケースによって訪問頻度を調整)

→生活費を渡す、必要な支払い・振込・手続き、生活の様子や体調  
確認などの見守り、支援者間の連携や情報共有

○定期訪問＋相談対応＋センター運営＋事務作業などで余裕が  
ないことも(担い手が足りない・・・)

↓

現状は日常生活自立支援事業の生活支援員3名

(定期訪問、記録、金銭の払い戻し、書類の整理など事務補助)

## 豊川市の担い手育成について

- R5 豊川市成年後見制度利用促進計画を策定・・・5か年計画  
 （第4次豊川市地域福祉計画に包含）  
 →取組の一つに「権利擁護支援に携わる人材の育成・活動支援」  
 定期的に市・社協・東三河後見センターで話し合い検討
- R7 市民向けに制度の普及啓発＋市民後見人活動に関心を持って  
 もらえるようにシンポジウムと説明会を開催予定  
 ↓  
 愛知県の市民後見人等養成研修を活用し、豊川市独自の  
 市民後見人養成講座基礎研修をすすめていく
- R8 基礎研修修了者に実務研修(集合型)を開催予定(2か年計画)  
 修了者に登録してもらい、活動先の情報提供  
 ※実務研修の内容は現在検討中

## 豊川市・東三河地域の課題

### ○担い手の育成

→市民後見人の養成を通して、住民参加の権利擁護支援体制の構築や権利擁護支援策の検討が必要

### ○問題の多様化

→8050世帯、身寄りない、生活困窮など

### ○制度の普及啓発と制度の限界

→金融機関、一般企業(例:保険会社、携帯ショップ)など、後見人の対応に時間がかかることがある

→身寄りない、親族の協力が得られないケースでの緊急対応や医療同意、施設入所時の身元保証人問題・・・家族がいることを前提とした社会に問題あり?

### ○成年後見制度の見直し

→スポット利用、状況に応じた後見人の交代、代理権の限定、報酬見直し

## 豊橋市成年後見支援センター

- ・豊橋市の 2015 年から 2035 年の人口予測

| 2015 年  | 2020 年  | 2025 年  | 2030 年  | 2035 年  |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 374,765 | 371,920 | 361,953 | 348,000 | 320,000 |

- ・受任件数（令和 6 年度の受任件数とこれまでの累計受任件数）

|                       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度新規受任件数         | 6   | 1   | 0   | 7   |
| 令和 7 年 3 月 31 日現在受任件数 | 28  | 7   | 1   | 36  |
| 累計受任件数                | 79  | 8   | 2   | 89  |

- ・終了件数（令和 6 年度の終了件数とこれまでの累計終了件数）

|             | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度終了件数 | 9   | 1   | 1   | 11  |
| 累計終了件数      | 51  | 1   | 1   | 53  |

- ・類型別受任件数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

|       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 認知症   | 8   | 1   | 0   | 9   |
| 知的障がい | 9   | 5   | 0   | 14  |
| 精神障がい | 11  | 1   | 1   | 13  |
| 合 計   | 28  | 7   | 1   | 36  |

## 新城市権利擁護支援センター

- ・豊橋市の 2015 年から 2035 年の人口予測

| 2015 年 | 2020 年 | 2025 年 | 2030 年 | 2035 年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 47,133 | 44,434 | 41,592 | 38,771 | 35,884 |

- ・受任件数（令和 6 年度の受任件数とこれまでの累計受任件数）

|                       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度新規受任件数         | 3   | 6   | 0   | 9   |
| 令和 7 年 3 月 31 日現在受任件数 | 16  | 18  | 7   | 41  |
| 累計受任件数                | 33  | 20  | 9   | 62  |

- ・終了件数（令和 6 年度の終了件数とこれまでの累計終了件数）

|             | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度終了件数 | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 累計終了件数      | 17  | 2   | 2   | 21  |

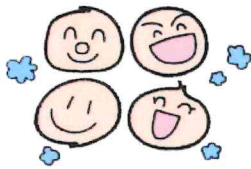
- ・類型別受任件数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

|       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 認知症   | 12  | 3   | 2   | 17  |
| 知的障がい | 2   | 7   | 2   | 11  |
| 精神障がい | 2   | 8   | 3   | 13  |
| 合 計   | 16  | 18  | 7   | 41  |

令和7年5月17日

## NPO法人東三河後見センター シンポジウム

# 「東三河地域の成年後見制度への取組」



社会福祉法人新城市社会福祉協議会  
相談支援課  
新城市権利擁護支援センター  
秋野 美紀子

1

## 1. 新城市の概要



○愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に隣接している。

○県内2番目の広さを有する。

○人口 41,960人 (令和7年5月1日現在)

○高齢化率 38.3% (令和7年5月1日現在)

○療育手帳所持者 449人  
精神障害者保健福祉手帳所持者 497人  
(令和6年4月1日現在)

2



## 2. 新城市権利擁護支援センター

平成25年 「新城市成年後見支援センター」を受託。同時に法人後見事業を開始。

令和3年 地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」を新城市より受託。

(権利擁護支援チームの形成、チーム支援、アフターフォロー令和6年度は9件)

令和4年 「市民後見人養成講座」を市から受託。NPO法人東三河後見センターと協働で開催。

令和5年 「権利擁護支援センター」に名称を変更

3

## 3. 法人後見事業

(令和7年3月31日現在)

| 類 型 | 対 象 者  | 6年度 | 5年度 |
|-----|--------|-----|-----|
| 後 見 | 認知症高齢者 | 12  | 9   |
|     | 知的障害者  | 2   | 2   |
|     | 精神障害者  | 2   | 2   |
|     | 小 計    | 16  | 13  |
| 保 佐 | 認知症高齢者 | 3   | 1   |
|     | 知的障害者  | 7   | 6   |
|     | 精神障害者  | 8   | 5   |
|     | 小 計    | 18  | 12  |
| 補 助 | 認知症高齢者 | 2   | 2   |
|     | 知的障害者  | 2   | 2   |
|     | 精神障害者  | 3   | 3   |
|     | 小 計    | 7   | 7   |
| 合 計 |        | 41  | 32  |

4



### 3. 法人後見事業

#### 【成年被後見人等の居所】

|                |     |
|----------------|-----|
| 施設・病院・GH       | 30件 |
| 在宅             | 11件 |
| 市内居所           | 28件 |
| 市外居所           | 13件 |
| (豊橋、豊川、天竜、三ヶ日) |     |

5

### 4. 市民後見人育成事業

- ・平成29年度、平成31年度、令和3年度の計3回、独自の「よりそいサポーター養成講座」を開催し、後見支援員、日自支援員を養成した。
- ・令和4年度より新城市から委託を受け、東三河後見センターと新城市権利擁護支援センターが協働で「新城市市民後見人養成講座」の運営を開始。  
3回の開催で、修了者37名、登録者24名、現在活躍中7名（法人後見・日自支援員として）。

6

## 4. 市民後見人育成事業

### 【「新城市市民後見人養成講座」の特徴】

- ① 市外在住でも受講可能 → 市外居所の成年被後見人等の面会や状況確認を担う。
- ② 修了者は、東三河後見センターと新城市社協の両方に登録可能。  
→ 新城市権利擁護支援センター（中核機関）にとって、東三河後見センターは地域の貴重な社会資源であるため、登録者増加は大歓迎！！
- ③ 受講者の平均年齢は、58.9歳。42歳～74歳。

7

## 5. 今後の対応

- ① 制度利用者の増加は今後も継続していくと予想される。正規職員や市民後見人の増員にも限界があるのではないか。  
地域でのチーム作りや役割分担を行う中核機関の機能が重要視される。
- ② 市民後見人養成講座の運営から、市とNPO法人と社協の三者が繋がり、そこに地域の方々がさらに繋がることで、「開かれた権利擁護支援」が地域で実践でき始めている。
- ③ 身寄りのない方々の増加に、社協として今後、何ができるのか？  
令和6年4月から「あんきにしんしろサポート事業」を開始。

8

## 蒲郡市成年後見センター

- ・蒲郡市の 2015 年から 2035 年の人口予測

| 2015 年 | 2020 年 | 2025 年 | 2030 年 | 2035 年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 81,332 | 79,684 | 77,159 | 73,329 | 70,212 |

- ・受任件数（令和 6 年度の受任件数とこれまでの累計受任件数）

|                       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度新規受任件数         | 1   | 3   | 0   | 4   |
| 令和 7 年 3 月 31 日現在受任件数 | 8   | 3   | 0   | 11  |
| 累計受任件数                | 21  | 4   | 0   | 25  |

※保佐から後見への類型移行が 1 名いたため、それぞれの類型に含めてカウント（実件数 24 件）

- ・終了件数（令和 6 年度の終了件数とこれまでの累計終了件数）

|             | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度終了件数 | 1   | 0   | 0   | 1   |
| 累計終了件数      | 13  | 1   | 0   | 14  |

※保佐から後見への類型移行が 1 名いたため、それぞれの類型に含めてカウント（実件数 24 件）

- ・類型別受任件数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

|       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 認知症   | 3   | 2   | 0   | 5   |
| 知的障がい | 4   | 1   | 0   | 5   |
| 精神障がい | 0   | 0   | 0   | 0   |
| その他※  | 1   | 0   | 0   | 1   |
| 合 計   | 8   | 3   | 0   | 11  |

※その他 意識混濁の高齢者

## 蒲郡市と成年後見制度の現状

### 自己紹介

社会福祉法人 蒲郡市社会福祉協議会 蒲郡市成年後見センター 副センター長  
加藤 達洋（かとう たつひろ） 社会福祉士/精神保健福祉士/介護福祉士  
日本福祉大学社会福祉学部卒業後、令和3年4月に社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会に入職。以来、成年後見制度および日常生活自立支援事業に継続して従事しながら、広報業務にも携わっています。

### 蒲郡市と成年後見センターの現状

#### ■ 市の概要

蒲郡市は山と海に囲まれ、農業（蒲郡みかん）や漁業が盛んです。観光業では、温泉や竹島水族館が人気を集めています。最近では、音楽イベントや映画のロケ地として若い世代の方もたくさん訪れています。

#### 【人口・福祉に関するデータ】

- ・人口：77,159人（令和7年5月1日現在）
- ・高齢化率：30.3% → 約3人に1人が高齢者
- ・知的障がい者（療育手帳所持者）：573人
- ・精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）：961人
- ・生活保護受給者：501人・449世帯 保護率：6.48%



うみかちゃん

#### ■ 蒲郡市成年後見センターとは

蒲郡市成年後見センターは、平成25年10月1日に蒲郡市の委託を受けて、社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会に開設。以来、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談・助言、普及・啓発活動に取り組んでいます。法人受任はこれまで25件を対応し、現在は11件を受任。相談員は2名。

#### 【法人受任件数（令和7年3月31日現在）】

|       | 後見 | 保佐 | 補助 |
|-------|----|----|----|
| 認知症   | 3  | 2  | 0  |
| 知的障がい | 4  | 1  | 0  |
| 精神障がい | 0  | 0  | 0  |
| その他   | 1  | 0  | 0  |
| 合計    | 8  | 3  | 0  |



### **論点①** 市民後見活動を支援するため、どのような取り組みをしているか？

蒲郡市では、現時点で市民後見人養成講座等は実施していません。

しかし、高齢化に伴うお一人様増加や社会資源不足の観点から権利擁護に関する支援者の養成は必要になると考えます。まずは、蒲郡市における市民後見人のニーズ・活動の場の把握から進めていく予定です。

権利擁護支援の観点では、成年後見制度に類似する「日常生活自立支援事業※」の生活支援員に活躍していただいています。利用者の自宅等へ訪問して様子の確認や金銭の授受などの直接的な支援を行う生活支援員は、現在の登録者は10名。1名につき1件～3件程ご担当いただき、月に1～2回程活動していただいています。

今年度は、生活支援員向けのフォローアップ・交流研修の開催を検討しており、活動しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

今後、市民後見人が誕生した際には、生活支援員のフォローアップ支援の経験を活かした体制づくりを目指したいと考えています。また、今年度よりセンターの運営委員の見直しを行い（三士会及び行政書士会との連携）、より専門的なチーム作りに取り組んでいます。

#### ※ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や障がいにより判断能力に不安がある人が、安心して地域で暮らせるよう、日常的な金銭の管理や福祉サービス利用の手続きなどを行う。蒲郡市の利用者数は48名。

### **論点②** 各地域にはどのような課題がありますか？その課題にどう対応していきますか？

#### ■ 蒲郡市の課題

- ① 独居高齢者の増加 → 身元保証・死後事務問題
- ② 社会資源（福祉サービスなど）が乏しく支援の担い手が不足している
- ③ 発見の遅れに伴う多問題化

#### ■ 対応方法

地域連携ネットワークの構築 ～福祉に限らない様々な人を巻き込んだつながり作り～  
成年後見センターだけではこれらの問題を解決することはできません。

行政、福祉、医療、民生児童委員、民間企業、地域住民などのつながりを作り蒲郡市全体で支え合う・築き上げるまちづくりを目指していく必要があると考えます。

- 民間企業への出前講座の実施（過去の事例：金融機関、不動産会社、地域サロン）
- 蒲郡市の成年後見制度及び日常生活自立支援事業の暫定（つなぎ）支援について検討するワーキンググループの開催
- 福祉関係者向けの権利擁護研修の開催

- 高齢者・障がい者向けプリペイドカード「KAERUカード」の活用（別紙参照）  
日本総合研究所によると「日常的な金銭管理が難しい在宅高齢者は390万人、うち30万人は子がおらず、親族による支援には期待ができない。権利擁護事業や民間サービスには使いづらさや不正のリスクが課題となる。人員増強に限界があるなか、より使いやすい日常的な金銭管理支援を構築するには、キャッシュレス化を推進すべきだ。」とのこと。権利擁護におけるDX化も求められています。

# 広まる新たな権利擁護の形

＼キャッシュレス化が課題になっています…。／



＼福祉分野以外の連携も大切です！！／

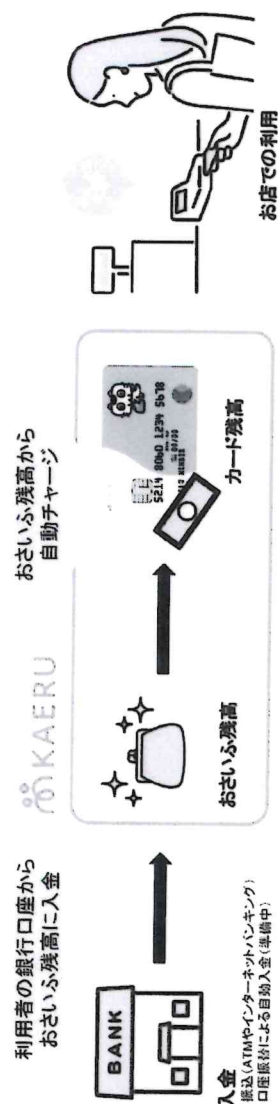
**KAERUカード**  
(KAERU株式会社)

「誰もが面白い物を楽しみ続けられる世の中にする」をコンセプトに、各種キャッシュレスサービスの作成・提供を行っている。

- ・ キャッシュレス決済は支援者の目が届きにくい
- ・ 金銭感覚や目に見えないものの認識が苦手な障がい者は制限なく使う傾向がある
- ・ チャージ金額の制限をかけることが難しい

設定した金額をプリペイドカードに自動チャージできるので、お金を使いすぎることなくお買い物が楽しめます。

カード残高の範囲で  
お店で利用できます



※利用制限 (2023年3月時点)  
 ・ 最高上限 : 50万円以下 (おさいふ残高+カード残高)  
 ・ カード残高 : 10万円以下  
 ・ 決済上限 : 1回あたり10万円以下  
 ・ チャージ上限 : カードへの月間のチャージ額は 10万円まで

※利用例  
 一日のカード残高の上限金額を指定することで、使いすぎを予防できます。例えば上限金額を 1,000円にして、300円を使えば、翌日に300円が自動チャージされます。

※スマホをお持ちでない場合  
 ご家族による「みまもり」またはチームプランによる「みまもり」を受けている利用者の場合は、プリペイドカードだけの利用ができます。



## 田原市成年後見センター

- ・田原市の 2015 年から 2035 年の人口予測

| 2015 年 | 2020 年 | 2025 年 | 2030 年 | 2035 年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 64,382 | 61,564 | 58,204 | 53,376 | 50,166 |

- ・受任件数（令和 6 年度の受任件数とこれまでの累計受任件数）

|                       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度新規受任件数         | 4   | 1   | 0   | 5   |
| 令和 7 年 3 月 31 日現在受任件数 | 6   | 7   | 6   | 19  |
| 累計受任件数                | 23※ | 11  | 2   | 36※ |

※うち未成年 1

- ・終了件数（令和 6 年度の終了件数とこれまでの累計終了件数）

|             | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6 年度終了件数 | 2   | 1   | 0   | 3   |
| 累計終了件数      | 13※ | 3   | 0   | 17※ |

※うち未成年 1

- ・類型別受任件数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

|       | 後 見 | 保 佐 | 補 助 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 認知症   | 4   | 2   | 3   | 9   |
| 知的障がい | 2   | 3   | 3   | 8   |
| 精神障がい | 0   | 2   | 0   | 2   |
| 合 計   | 6   | 7   | 6   | 19  |

# 田原市社会福祉協議会 田原市成年後見センター

## 1. 田原市について



❖人口（令和7年3月時点） 58,204 人  
23,756 世帯

❖高齢化率 29.8%

❖要支援、要介護認定者数 2,459 人

❖障害者手帳等所持者数 2,862 人

- ・愛知県最南端の渥美半島に位置し、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれる。
- ・太平洋の黒潮の影響で年間を通じて温暖な気候だが、海に突き出た半島特有の風の強い地形。
- ・自動車産業、農業(花き、キャベツ、ブロッコリー等)、水産業等の収益性の高い産業が営まれている。

## 2. 地域の特徴と課題

- ・地域によって人口構造、世帯構造、主要産業が異なり、生活課題や社会課題に影響を与えている。
- ・医療、福祉等の社会資源が少ない。
- ・法律家等専門職の過疎地域。

## 3. 田原市成年後見センターの機能（事業実施内容）

❖令和7年4月から中核機関を受託

- ・成年後見制度や権利擁護に関する相談及び支援、親族後見人等の相談対応や支援
- ・市長申立の事務支援
- ・法人後見人、法人後見監督人等の受任（セーフティーネット）
- ・成年後見制度等の普及、啓発
- ・その他センターの運営に関する必要な事業

## 4. 田原市成年後見センター運営委員会

- ・法人後見人、法人後見監督人等の受任に係る適否に関する審議
- ・類型移行申立申請の承認
- ・後見人等の辞任申立申請の承認

- ・後見業務対象者の支援方針、処遇に関する相談・支援
- ・後見業務の監査
- ・その他運営に関する重要な事項の検討

❖委員会の構成員（９名）

弁護士、医師、司法書士、福祉事務所長、民生児童委員協議会会長、社協常務理事  
高齢・障害分野の相談機関

## 5. 法人後見の実績

❖累積受任件数 ３６件（内１７件終了）

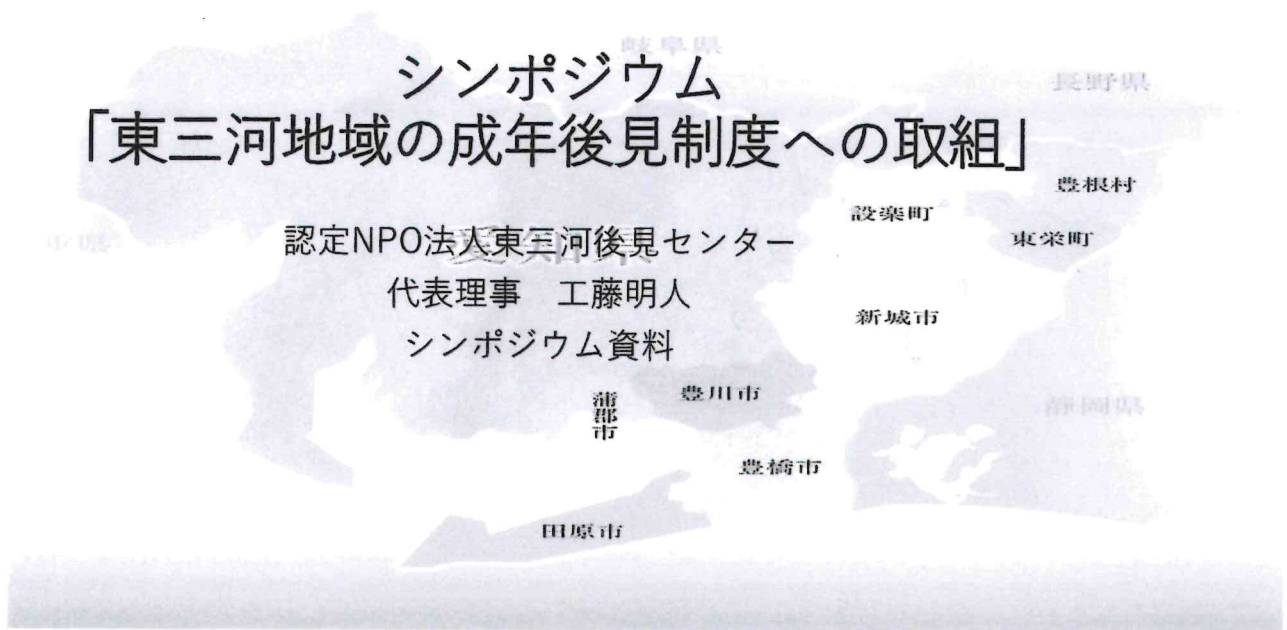
❖令和７年４月末時点件数 １９件

|    | 認知症 | 知的障がい | 精神障がい | 合計 |
|----|-----|-------|-------|----|
| 後見 | ４   | ２     | ３     | ９  |
| 保佐 | ２   | ３     | ３     | ８  |
| 補助 | ０   | ２     | ０     | ２  |
| 合計 | ６   | ７     | ６     | １９ |

2025. 5. 17  
豊川商工会議所 ABホール

# シンポジウム 「東三河地域の成年後見制度への取組」

認定NPO法人東三河後見センター  
代表理事 工藤明人  
シンポジウム資料



## 東三河後見センターの主な沿革

2005（平成17）年7月

豊川市、新城市などの知的障がい者の福祉サービス関係者と保護者たちが、法人後見ができる法人作りをめざして市民団体「後見制度を考える会」を立ち上げる。

2005（平成17）年8月～2006（平成18）年8月

会員の勉強と成年後見制度の普及・啓発を兼ねて、講演会やシンポジウムなどを開催する。

2006（平成18）年11月 **NPO法人東三河後見センター設立総会**

2007（平成19）年2月22日 **設立登記**

2007（平成19）年4月 **豊川商工会議所内に事務所を借り、事業開始する。**

2010（平成22）年度 独立行政法人福祉医療機構（以下WAMという）社会福祉振興助成事業  
「市民後見人養成とサポートシステム構築事業」として市民後見人養成講座を実施。

2011（平成23）年度

厚生労働省 市民後見推進事業 豊川市より受託事業

市民後見人養成研修継続研修の実施と「市民後見人の手引き」監修

2013（平成25）年度

WAMの社会福祉振興助成事業として、「市民後見東三河モデル検討委員会」を設置。東三河地域での市民後見人の養成・活用について議論する。市民後見シンポジウム、東三河市民後見人養成研修を実施。

2016（平成28）年度 豊川市が主催者、当法人が受託 「平成28年度市民後見人養成講座」を実施。

2020（令和2）年度 年賀寄付金助成事業「成年後見制度利用促進のために市民参加の法人後見をシステムとして地域に定着させる事業」採択。市民後見人養成講座の実施と「市民後見人活動の手引き（東三河版）」発行

2022（令和4）年度～2025（令和7）年度

「新城市市民後見人養成事業」を新城市、社会福祉協議会（新城市権利擁護支援センター）当法人が連携、協働して市民後見人養成講座を実施（中）。

2



# 認定NPO法人 東三河後見センター

## 設立趣旨

### 成年後見制度の必要性

福祉は、措置から契約へと、利用者が主体的に自らの意思でサービスを選択する時代となりました。しかし、判断能力の低下した高齢者・障害者が必要な福祉サービスを適切に選択し、自ら契約することは大変難しいことです。

他方、判断能力の低下した高齢者・障害者は悪質な訪問販売や住宅リフォーム等の被害者となることも多く、また、身体的・精神的・経済的虐待や介護放棄等の対象になりやすいといった問題もあります。

血縁・地縁の助け合いの力が弱体化する中で、そうした高齢者・障害者の権利と利益を擁護し、生活を支援する専門機関の必要性は急速に高まっています。

特定非営利活動法人東三河後見センターは、愛知県東三河を主な活動地域とし、地域・市民と共に考え協働して、高齢者・障害者が生涯その人らしい生活ができるよう支援する「権利擁護のセイフティネット」をめざします。

この法人の主な活動は、成年後見制度を利用者・市民により身近なものにし、その利用を促進することです。また、専門職・関係機関・行政・市民等とのネットワークは当法人の最大の特色ですが、これをさらに幅広く、密にすることで、利用者や関係者が一層信頼できる専門機関にします。

特定非営利活動法人東三河後見センターとそのネットワークは、成年後見制度とその運用を、いっそう使いやすく、より適切な内容に改善するよう行動し、安心・安全な地域社会づくりに貢献します。

平成18年11月23日 設立総会

3

# 認定NPO法人 東三河後見センター

## 事業内容

### 目的（定款 第3条より）

この法人は、高齢者・障害者に対して権利擁護に関する事業を行い、東三河における成年後見制度利用の促進を図り、高齢者・障害者の権利と利益を守り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 事業内容（定款 第5条より）

- ①成年後見人等の受任（任意後見を含む）
- ②契約に基づく見守り、代理等の提供
- ③後見、保佐、補助監督人及び任意後見監督人への就任
- ④成年後見制度利用等の相談支援
- ⑤本人及び親族等の意志に基づく葬送等の執行
- ⑥成年後見制度等の普及・啓発
- ⑦市民後見人の養成・支援・指導
- ⑧成年後見関係機関との連携・協働
- ⑨その他法人の趣旨に合致する範囲の付帯事業

4



## 認定NPO法人東三河後見センターの受任状況

| 受任と終了件数         | 後見  | 保佐 | 補助 | 後見監督 | 合計  |           |
|-----------------|-----|----|----|------|-----|-----------|
| 令和6年度新規受任件数     | 11  | 7  | 0  | 0    | 18  | 任意後見受任者0名 |
| 令和7年3月31日現在受任件数 | 76  | 36 | 12 | 1    | 125 |           |
| 累計受任件数          | 162 | 47 | 22 | 2    | 233 |           |
| 令和6年度終了件数       | 7   | 2  | 1  | 0    | 10  |           |
| 累計終了件数          | 84  | 13 | 10 | 1    | 108 |           |

| 受任事業の行政区別 | 豊川市 | 新城市 | 豊橋市 | 蒲郡市 | 田原市 | 設楽町 | その他               | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------|------|
| 認知症       | 14名 | 7名  | 4名  | 2名  | 0名  | 0名  | 1(岡崎市)<br>1(湖西市)  | 29名  |
| 知的障がい者    | 29名 | 7名  | 11名 | 3名  | 1名  | 14名 | 1(名古屋市)<br>3(岡崎市) | 69名  |
| 精神障がい者    | 13名 | 2名  | 8名  | 1名  | 0名  | 1名  | 1(幸田町)<br>1(東栄町)  | 27名  |
| 合計        | 56名 | 16名 | 23名 | 6名  | 1名  | 15名 | 8名                | 125名 |

| 市民後見人の受任状況 | 後見  | 保佐  | 補助 | 合計  |
|------------|-----|-----|----|-----|
| 認知症        | 5名  | 9名  | 1名 | 15名 |
| 知的障がい者     | 29名 | 5名  | 5名 | 39名 |
| 精神障がい者     | 5名  | 0名  | 0名 | 5名  |
| 合計         | 39名 | 14名 | 6名 | 59名 |

26名の市民後見人の方が、59名の被後見人等の支援をしています。

5

## 「市民後見人」とは（参考）

### 第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4～8年度)に示された「市民後見人」

- 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- 市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から進めてきた。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。
- これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

（出典）第二期成年後見制度利用促進基本計画 52～53ページ(令和4年3月25日閣議決定)

6

「市民後見人」とは

## 東三河後見センターの「市民後見人」

○特定非営利活動法人東三河後見センター（以下、「センター」という）は、「市民後見人」について、センターや他の自治体及び専門職団体等が実施している、**市民後見人養成講座を修了し、センター担当理事との面接により名簿登録が認められた者**であり、センターと**合意書と任命書**を取り交わしたうえで、法人後見の事務担当者として地域の権利擁護支援を担っている市民としています。  
(令和6年度 市民後見人登録名簿より)

☆令和7年3月31日現在

47名が名簿登録され、26名の市民後見人が59名の被後見人等の支援をしています。

☆ミーティングの参加

毎月4回（火曜日3回、土曜日1回、その内1回はZOOMによるオンライン。）

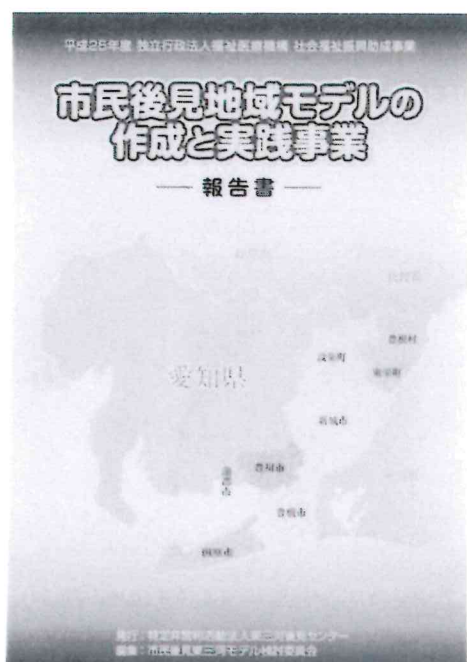
ミーティングガイドライン・誓約書の提出

☆任命された被後見人の支援者として活動

お一人につき6,000円/月 市民後見人手当として支給します。

活動は個々人が本人に寄り添い、主体的に活躍中！

7



### 2013（平成25）年度

WAMの社会福祉振興助成事業として、「市民後見東三河モデル検討委員会」を設置。東三河地域での市民後見人の養成・活用について議論する。  
市民後見シンポジウム、東三河市民後見人養成研修を実施。

#### 成年後見支援センター等 設置状況

|                |                  |               |                         |
|----------------|------------------|---------------|-------------------------|
| 田原市            | 2008（平成20）年2月1日  | 田原市成年後見センター   | 設立                      |
| 豊川市            | 2011（平成23）年10月1日 | 豊川市成年後見支援センター | 設立                      |
| 豊橋市            | 2013（平成25）年5月29日 | 豊橋市成年後見支援センター | 設立                      |
| 新城市            | 2013（平成25）年10月1日 | 新城市成年後見支援センター | 設立<br>(現：新城市権利擁護支援センター) |
| 蒲郡市            | 2013（平成25）年10月1日 | 蒲郡市成年後見センター   | 設立                      |
| NPO法人東三河後見センター | 2007（平成19）年2月22日 |               | 設立                      |

出典：高齢者・障がい者の権利擁護を考える会 工藤報告資料 2014.5.16より抜粋作成



## 1. 事業概要

東三河5市がいずれも社会福祉協議会に委託して成年後見（支援）センター作りに着手し、平成25年10月には5市全市にセンターが設置。このような地域的背景より**東三河全域で市民後見人の育成と活用を早期に取り組むことができるように**することを目的に、当法人の呼びかけにより、5市の関係者と専門職による「**市民後見東三河モデル検討委員会**」を2013年8月に設置し、8月から3月までに7回、市民後見の地域モデルを検討し、東三河地域及び先進地調査、5市の市民を対象としたシンポジウム、**市民後見人養成研修**を行った。

### 【参考】

|     |                   |               |                         |
|-----|-------------------|---------------|-------------------------|
| 田原市 | ・2008（平成20）年2月1日  | 田原市成年後見センター   | 設立                      |
| 豊川市 | ・2011（平成23）年10月1日 | 豊川市成年後見支援センター | 設立                      |
| 豊橋市 | ・2013（平成25）年5月29日 | 豊橋市成年後見支援センター | 設立                      |
| 新城市 | ・2013（平成25）年10月1日 | 新城市成年後見支援センター | 設立<br>（現：新城市権利擁護支援センター） |
| 蒲郡市 | ・2013（平成25）年10月1日 | 蒲郡市成年後見センター   | 設立                      |

NPO法人東三河後見センター 2007（平成19）年2月22日 設立

出典：高齢者・障がい者の権利擁護を考える会 工藤報告資料 2014.5.16より抜粋作成

## 市民後見東三河モデル検討委員会の開催

### ③委員会開催時期

8月19日（月）、9月19日（木）、10月15日（火）、11月14日（木）、1月20日（月）、2月10日（月）、3月6日（木）の7回開催

### ④具体的活動内容

#### ・東三河地域の現状と課題の整理

5市+2町1村（設楽町、東栄町、豊根村）書面による調査

#### ・先進地の調査

○特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

○伊賀地域福祉後見サポートセンター

○名古屋市社会福祉協議会 法人後見センターなごやかぽーと

成年後見あんしんセンター

○特定非営利活動法人 東濃成年後見センター

#### ・先進地とのシンポジウムの企画 ・市民後見人養成研修の企画

#### ・市民後見東三河モデルの作成

出典：高齢者・障がい者の権利擁護を考える会 工藤報告資料 2014.5.16より抜粋作成

10

# 市民後見東三河モデルの概要

理念：地域で共に暮らすために

(東三河地域のどこでも、誰でも、必要な人はいつでも成年後見制度を利用できる環境を整える)

## 5つの原則

- 1) 行政区画にとらわれない広域的活動  
(後見人を養成し登録し実践するために)
- 2) 社協・各種事業所を含む地域資源の活用  
(各地域の法律専門職、福祉専門職、保健医療専門職等の関係者の協力)
- 3) 行政・専門職・市民の協働  
(自治体、社協、NPO、専門職、市民の協働)
- 4) ゆるやかなネットワークの形成  
(継続的な成年後見制度に関する協議の場の形成)
- 5) 地域的特徴の尊重  
(都市部、山間部、中間地域、東三河地域の特徴)

出典：高齢者・障がい者の権利擁護を考える会 工藤報告資料 2014.5.16より抜粋作成

## 今後の検討課題 + $\alpha$

### 市民後見東三河モデル検討委員会 今後の課題

- 東三河地域における後見活動の活性化 検討委員等との連携の継続
- 家庭裁判所とのかわり
- 2町1村への対応
- 市民後見人養成研修の実施方法
- 市民後見人名簿登録と市町村の関係
- 市民後見人候補者と日常生活自立支援事業の支援員の関係
- 市民後見人の報酬について

出典：高齢者・障がい者の権利擁護を考える会 工藤報告資料 2014.5.16より抜粋作成

- +  $\alpha$  権利擁護支援の前段階、利用中、終了後の対応について
- +  $\alpha$  5市2町1村との更なる連携と協働体制の構築

## 議論を深めていただくために「意思決定支援」の捉え方

○意思決定支援の基本原則＝意思形成支援→意思表示支援→意思実現支援

○「意思形成」は誰もが毎日、今、この瞬間も・・・変わるもの。表明、実現の繰り返し  
「意思決定支援」に正解はない。

○各ガイドラインの主に共通している事  
「本人中心」、「チームで」、「プロセス」、「記録」

○意思決定能力＝個人の個別能力＋支援者側の支援力  
支援者側の力（能力） アセスメント力  
本人と他者（支援者）との関りの中で育まれる。

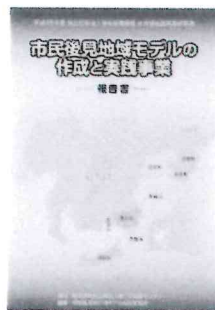
○「愚行権」＝リスクを冒す権利、失敗する権利、賢い選択をしない権利＝どのように扱うか？  
本人、支援者間で共通認識をもつにはどのようにしたらよいか？

○成年後見人等は最後の支援者になることが多い。⇒最近では就任前にマッチング  
本人のことを知っている人の存在の重要性

2025.5.18 13:00～同朋大学 成徳館 日本社会福祉学会中部地域ブロック部会 2025年度春の研究例会  
第2部：シンポジウム「自己決定・意思決定支援の在り方を問う」工藤提出資料

13

## 東三河後見センターの発行物等の紹介



当法人のホームページ  
から閲覧できる資料も  
あります。



14